

平成31年度京都府福祉人材育成認証制度推進事業業務についての質
疑・回答

質問1 価格提案書、経費見積額内訳の消費税について

次年度4月-9月：8%、10月-3月：10%と、半期ずつでの積算・精算と
いう解釈でよろしいでしょうか？

回答

本事業の業務の完了日については、委託期間の終期である平成32年3月3
1日であり、この時点の税率（10%）が適用されるものと考えております
が、受託される事業者の売り上げの計上時期の取扱いで適切に計算ください。
なお、平成31年10月1日を含む契約の消費税の適用については、国税庁
Q&A（以下の参考の問6）も参照ください。

（本件の委託に関しては、人件費については前払いも可能ですが、その他に
ついては精算払いです。）

（参考）国税庁ホームページ

<https://www.nta.go.jp/publication/pamph/shohi/kaisei/pdf/02.pdf>